川越市障害者等移動支援に関する要領

（趣旨）

第１条　この要領は、川越市障害者等移動支援実施要綱（以下「要綱」という。）第２６条に規定する事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（全身性障害者（児）の定義）

第２条　要綱第２条第１項第１号アに規定する全身性障害者（児）とは、身体障害者手帳の肢体不自由の程度が１級に該当する者であって、両上肢及び両下肢の機能障害を有する者とする。

（対象となる外出）

第３条　要綱第２条第２号に規定する社会生活上必要不可欠な外出は、次に掲げる外出とする。

⑴　商業施設での買い物等の日常生活を営む上で必要な外出

⑵　医療機関及びこれに準ずるものへの通院（定期的な通院計画を持たないもの）で、急病、怪我による治療等の緊急性を必要とする外出

⑶　学校又は施設の見学、利用の手続、入学手続、就職説明会等、今後の生活において必要な手続であり、目的達成後の継続性のない外出

２　要綱第２条第２号に規定する余暇活動等の社会参加のための外出は、次に掲げる外出とする。

⑴　自己啓発や教養を高めるための外出

⑵　トレーニングジムやプール等、健康増進を図るための外出

⑶　地域の行事、祭りへの参加等、地域生活に欠かせないと判断できる外出

⑷　生活の内容や質の充実、向上を図るための余暇に係る外出

⑸　冠婚葬祭への出席、見舞い等、社会生活一般で考えられる付き合いのための外出

（対象とならない外出等）

第４条 対象とならない外出は、次に掲げる外出とする。

⑴　居宅介護（通院等介助又は通院等乗降介助）の対象となる外出

⑵　収入を得ることを目的とした通勤、営業活動等の経済活動に係る外出

⑶　通年（一年を通してその用務のための外出支援が定期的に必要な場合）又は長期（３月以上継続する場合）にわたる外出。ただし、通常介助を行っ

ている保護者が、怪我や疾病等の理由により、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の学校又は施設への通学又は通所の介助ができない場合の外出は除く。

⑷　社会通念上本事業を適用することが適当でない次に掲げる外出

ア 布教、勧誘その他の宗教団体の利益を目的とする活動を理由とした外出

イ 政治活動を理由とした外出

ウ 賭博その他の射幸行為を目的とする場所への外出

エ 風俗営業等を行う店舗への外出

⑸　要綱第５条に規定する登録事業所（その事業所を運営する法人等も含む。）が企画するイベントへの外出

２　前項第３号ただし書に規定する場合に該当する移動支援は、利用有効期間を２月以内とする。

（移動の方法）

第５条 徒歩又は公共交通機関（バス、電車、タクシー）等を利用することを原則とする。

２ 車による移動でサービス提供者が自ら自動車を運転する場合、提供者が車を運転することに専念していることは明白であり、障害者等を介護することが困難であるため、その間の移動支援の利用は認めないものとする。

（障害福祉サービス等との関係）

第６条 要綱第７条第１項に規定する障害福祉サービスは、次に掲げるサービスとし、そのサービスの支給決定を受けている者の利用は、認めないものとする。

⑴ 居宅介護（通院等介助又は通院等乗降介助に限る）

⑵ 重度訪問介護

⑶ 同行援護

⑷ 行動援護

⑸ 重度障害者等包括支援

２ 介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する訪問介護が利用できる者又は施設サービス入所者の利用を認めないものとする。ただし、在宅で生活する者

のうち、訪問介護の対象とならない外出をする場合で、視覚障害等心身の状況により支援が必要と認められる者は、この限りでない。

（障害児の利用）

第７条 小学生以下の障害児の利用については、障害児の身体状況、行動障害、家族状況、保護者の社会的役割等により、保護者だけでは介護することが困難で移動が制限される場合に移動支援を認めるものとし、原則保護者の付き添いのもとでの利用とする。ただし、やむを得ず一時的に保護者が外出できないと判断される場合はこの限りでない。

（身体介護の有無の判断基準）

第８条 身体介護の有無については、食事行為、整容行為又は排泄行為に介護者の支援を必要とする場合又は行動障害があるがゆえに移動中に直接的な介護が必要な場合に有とする。

２ 前項の規定については、聞き取り調査により判断をする。

（二人による介護）

第９条 移動支援は障害者等とサービス提供者が一対一で行うものであるが、障害者等の身体状況や行動障害等を勘案し、次に掲げるいずれかの場合であって、一人のサービス提供者で介護することが困難である者は、二人のサービス提供者による介護を認めるものとする。

⑴ 障害者等の身体的理由により一人の従事者による介護が困難と認められる場合

⑵ 障害者等による暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

⑶ その他障害者等の状況等から判断して、第１号又は前号に準ずると認められる場合

（利用有効期間）

第１０条 利用有効期間は、１年の範囲内とする。

附 則

１　この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

２　川越市障害者移動支援事業に関する要領（平成２３年３月１日部長決裁）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和８年１０月１日から施行する。